生駒市規則第14号

生駒市立保育所条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市立保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市立保育所条例施行規則(平成13年3月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立保育所規則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 生駒市立保育所(以下「保育所」という。)については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第3条第1項第1号中「場合」の次に「(保育の利用が1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の場合をいう。)」を加え、同項第2号中「場合」の次に「(保育の利用が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の場合をいう。)」を加える。

第4条中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とする。

別表を削る。

様式第2号を削り、様式第1号を別記様式とする。

(生駒市会計規則の一部改正)

第2条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1号中「生駒市立保育所条例」を「生駒市立保育所の設置等に関する条例」に改める。

(生駒市保育所運営委員会規則の一部改正)

第3条 生駒市保育所運営委員会規則(昭和46年4月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生駒市立保育所条例」を「生駒市立保育所の設置等に関する条例」に、「第5条第2項」を「第4条第2項」に改める。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。